基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づ公表)

 (文部科学省所管)
 単位: 千円

()(_ :		<u> </u>
基金の名称		千葉県安心こども基金	
基金設置法人名		千葉県	
		今回造成額 0千	·円
基金の額		造成完了時における残高 4千	·円
E II O IR	(うち国費相当額)	今回造成額 0千	·円
		造成完了時における残高 4千	
基金事業等の概要		当該基金に基づき保育に係るサービスを提供する事業や地域におる子育て支援を行うための事業等を実施し、認定こども園等におい教育支援体制を整備することにより、子どもを安心して育てることがきる体制整備を行う。	て
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予 定時期		
	採択事業の最終的 な終了予定時期		
	基金の解散予定時 期	未定	
基金事業等の目標		当該基金の実施により、認定こども園等の教育支援体制の整備を る。	図
給付対象となる事務又は事業の 採択に当たっての申請方法、申 請期限、審査基準、審査体制			
その他の事項			